

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日)
に休日は、(當日起きる翌日)

八款 魚市場（第百五十二条・第百五十二条）に
八款の二 農地開発調査局（第百五十二条の二・第百五十二条の四）に
改める。

第六条第二項の表中

耕地課

管理係・土地改良係・開墾建設係
・災害係・調査係・中海干拓係

を

耕地課	農地開発室・管理係・土地区画整備係・災害復旧係・調査係・中海干拓係
-----	-----------------------------------

に改める。

- ◆規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◆告示 家畜伝染病予防法による流行性脳炎予防注射の実施
- ◆土地の立入り
- ◆公告 二級建築士試験の実施

目次

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十三年四月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を
次のように改正する。

目次中「第十八款 魚市場（第一百五十二条・第一百五十二条）」を

第十

第四章第五節第十八款の次に次の二款を加える。

・事業係・調査係・県営事業第一係・県営事業第二係

を

に改める。

管理係・事業係・調査係・県営事業第一係・県営事業第二係

を

耕地課

に改める。

第五十五条の表中「西伯郡伯仙町」を「米子市」に改める。
第九十三条を次のように改める。

（分掌事務）

第九十三条 物産館は、県内物産を陳列展示する事務を分掌する。
第一百七条第一項の表の鳥取県倉吉地方農林振興局の項中

〔耕地課〕

〔耕地課〕

〔耕地課〕

に改める。

第二十九条の表中「鳥取県伯仙町防災行政連絡所」を西伯郡伯仙町

〔西伯郡伯仙町〕を削る。

第十二条耕地課の項第十号を次のように改める。
十 農地開発調査局及び土地改良事業所に関すること。

西伯郡伯仙町

(設置)

第十八款の二 農地開発調査局

第五百五十二条の二 農地開発調査局を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県大山農地開発調査局	米子市		

(分掌事務)

第一百五十二条の三 農地開発調査局は、大山山ろく地域における大規模開拓パイロット事業のための調査事務を分掌する。

(内部組織)

第一百五十二条の四 農地開発調査局に開発調査係及び當農計画係を置く。

附 則

この規則は、昭和四十三年五月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百二十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対する注射を受けることを命ずる。

昭和四十三年四月三十日

一 実施の目的 流行性脳炎予防のため
二 実施する区域 別表のとおり

鳥取県知事 石 破

二 朗

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖用雌豚

四 實施の期日 別表のとおり

流行性脳炎予防液皮下注射

別表

実施期日	流行性脳炎予防注射	実施区域	実施場所
五月十日		中 山 和 町	各豚舍
五月十三日		大 山 町	
五月十四日		淀 江 町	
五月十五日		子 伯 本 町	
		吉 港 村 町	県、大高地区
		津 子 市	尚徳、巖、春日地区
		富 益 市	各豚舍
		夜 見 町	中浜地区
			彦名、大崎地区

鳥取県告示第三百三十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百七十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

建設大臣

天神川改修工事

(一) 起業者の名称
(二) 事業の種類

(三) 立ち入ろうとする土地の区域
(四) 立ち入ろうとする期間

倉吉市福山

(五) 立ち入ろうとする期間
(六) 立ち入ろうとする期間

東伯郡閔金町大字安歩
昭和四十三年六月一日から

昭和四十四年三月三十一日まで

(一) 起業者の名称
(二) 事業の種類

(三) 立ち入ろうとする土地の区域
(四) 立ち入ろうとする期間

建設大臣

天神川改修工事
東伯郡羽合町大字長瀬

東伯郡北条町大字江北
昭和四十三年五月一日から

昭和四十四年三月三十一日まで

(一) 起業者の名称
(二) 事業の種類

(三) 立ち入ろうとする土地の区域
(四) 立ち入ろうとする期間

建設大臣

一般国道九号改修工事

(一) 起業者の名称
(二) 事業の種類

(三) 立ち入ろうとする土地の区域
(四) 立ち入ろうとする期間

米子市角盤町一丁目、角盤町二丁
目 東岩倉町、熊党及び蚊屋

西伯郡日吉津村大字日吉津
昭和四十三年七月一日から

起業者の名称

天神川砂防工事

建設大臣

起業者の名称

立ち入ろうとする期間

西伯郡岸本町大殿
昭和四十四年三月三十一日まで

立ち入ろうとする期間

昭和四十三年七月一日から
昭和四十四年三月三十一日まで

起業者の名称

天神川砂防工事

立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡閔金町大字堀及び今西
昭和四十三年五月一日から

立ち入ろうとする期間

昭和四十四年三月三十一日まで

起業者の名称

天神川砂防工事

立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡閔金町大字野添
昭和四十三年十月一日から

立ち入ろうとする期間

昭和四十四年三月三十一日まで

報 公 告 取 鳥 日 30 月 4 年 1968

建築士法(昭和25法律第202号)第13条の規定により、昭和43年2級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和43年4月30日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験期日 昭和43年7月27日(土) 28日(日)

2 試験場所 鳥取市東町2丁目 鳥取県立西高等学校

3 受験申込期日 昭和43年5月22日から5月31日まで

4 試験科目

- | | | |
|------------|----------|----------|
| (1) 建築設計製図 | (2) 建築計画 | (3) 建築構造 |
| (4) 建築施工 | (5) 建築法規 | |

5 その他の

詳細については、鳥取県土木部建築課又は鳥取県各土木出張所(鳥取土木出張所を除く。)に問い合わせること。